

枚方ピオルネ広告規約

第1条（目的）

本規約は、枚方パートナーシップス株式会社（登録番号：T7120001167737　以下「当社」といいます）が、枚方ピオルネ（大阪府枚方市岡本町7-1。以下「ピオルネ」といいます）に設置されたデジタルサイネージ及び館内ポスター枠を利用して広告を掲出するサービス（以下「本サービス」といいます）に関して、当社と本サービスを利用する広告主（第4条に定める者をいいます。以下「広告主」といいます）との間の権利義務関係及び遵守事項を定めることを目的とします。本サービスのご利用に際しては、本規約をご確認の上ご同意いただき、お申込みをお願いいたします。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 「本サービス」とは、当社が提供する、ピオルネに設置された広告媒体を利用した広告掲出サービスをいいます。
- 「広告媒体」とは、本サービスにおいて広告を掲出する次の媒体を総称していいます。
 - 防災サイネージ：ピオルネ施設正面に設置された屋外大型デジタルサイネージ（「ひらかた防災ビジョン」）
 - 館内サイネージ：ピオルネ館内1階に設置されたデジタルサイネージ
 - 館内ポスター：ピオルネ館内の1階から3階までのうち当社が指定する1箇所に掲出するB2サイズのポスター
- 「広告データ」とは、広告主が本サービスにより掲出するために当社に入稿する広告の素材（動画、静止画、ポスター用データ等）をいいます。
- 「掲出」とは、広告データを広告媒体に表示又は掲示することをいい、デジタルサイネージにおける放映を含みます。
- 「掲出期間」とは、当社が広告の掲出を行う期間として利用を確定した期間をいいます。
- 「入稿」とは、広告主が当社の定める仕様・方法・期日に従って広告データを当社に提出することをいいます。
- 「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始及びお盆期間その他当社が別途定める休業日を除く日をいいます。

第3条（規約の適用及び変更）

- 本規約は、本サービスの利用に関し、当社及び広告主に適用されます。本規約のほか、当社が別途定める入稿規定・各種規則、及び当社が発する案内・通知に記載する事項も、本規約の一部を構成するものとします。
- 当社は、広告主の事前の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で広告主に事前に通知することにより、本規約を変更することができるものとし、広告主は、変更後に本サービスの利用を継続した場合、変更後の本規約に同意したものとみなします。
- 本規約の変更その他の連絡は、当社のウェブサイト上での掲示又は当社が適当と判断する方法により行うものとします。

第4条（広告掲出の申込）

- 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約に同意の上、掲出を希望する開始日（以下「掲出開始希望日」といいます）の5営業日前までに、当社所定の申込フォームにより広告掲出の申込みを行うものとします。
- 申込者は、申込みにあたり、広告内容、掲出を希望する期間（掲出開始希望日を含みます）、連絡先その他当社所定の事項を当社に届け出るとともに、第9条に従い広告データを入稿するものとします。
- 当社は、申込みのあった広告について第5条の審査を行い、審査に通過した申込みについて、広告主に広告掲出料金の請求書を送付します。
- 広告主が当該請求書に基づき広告掲出料金を支払い、当社がその入金を確認した時点で、当該申込みに係る広告掲出が確定するものとします。
- 当社は、申込みの内容等によっては、これをお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。
- 当社は、申込みを非承認とした場合、当該申込者に対し一切責任を負わないものとし、かつ非承認とした理由を説明又は開示する義務を負わないものとします。
- 本サービスは、「ピーゴ」枚方本店のレンタルスペースの利用とあわせてお申込みいただけます。レンタルスペースの利用に関しては、別途「『ピーゴ』枚方本店 レンタルスペース利用規約」が適用されます。

第5条（広告内容の審査）

- 当社は、申込みのあった広告について、当社所定の基準により、その内容、表現及び広告データの適合性を審査し、掲出の可否を決定します。
- 当社は、第6条に定める掲出できない広告に該当する場合のほか、当社が掲出に適さないと判断した場合には、掲出をお断りし、又は広告内容若しくは広告データの修正を求めることができますものとします。
- 広告主は、当社の審査の結果に従うものとします。当社の審査は、広告内容の適法性、正確性その他一切の事項について当社が保証するものではなく、掲出の可否の決定について当社は広告主に理由を説明又は開示する義務を負いません。
- 審査の結果、掲出開始までに当社所定の手続が完了しない場合、当社は当該広告の掲出を行わないことができるものとします。

第6条（掲出対象外の広告）

当社は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断する広告については、掲出をお断りします。掲出開始後に該当することが判明した場合も同様とし、当社は当該広告の掲出を直ちに中止することができるものとします。

- 法令、条例又は公序良俗に反するもの
- 第三者又は当社の著作権、商標権、肖像権、プライバシー権その他の権利を侵害し、又はそのおそれがあるもの
- 虚偽の内容を含み、又は誇大であるなど、利用者に誤認を与えるおそれがあるもの
- 政治活動、選挙運動又は宗教活動に関するもの
- 反社会的勢力に関連し、又はこれを助長するもの
- 性的表現、暴力的表現その他著しく不快感を与えるおそれのある表現を含むもの
- 人種、信条、性別、社会的身分、障がい等に関する差別を助長するおそれのあるもの
- ピオルネ若しくは当施設、当社又はその出店者・関係者の信用若しくは品位を毀損し、又は営業を妨げるおそれのあるもの
- ピオルネの出店テナント等と競合するなど、ピオルネの運営上適当でないと当社が判断するもの
- たばこ、ギャンブル、消費者金融その他当社が掲出に適さないと判断する業種・商品・役務に関するもの
- 医薬品、医療機器、健康食品、化粧品等で、関係法令（医薬品医療機器等法、景品表示法等）に適合しないおそれのあるもの
- その他、当社が広告媒体への掲出に適さないと判断するもの

第7条（広告掲出料金）

- 広告主が当社に支払う料金（以下「広告掲出料金」といいます）は、次のとおりとします。広告掲出料金には、各広告媒体への掲出料及び館内ポスターの印刷費を含みます。なお、本規約内における消費税・地方消費税率は全て10%です。

商品名	内容	料金（税抜）
ピオルネ サイネージ広告（セット）	① 防災サイネージ：30分に1回／1回15秒（午前7時～午後9時） ② 館内1階サイネージ：30分に1回／1回15秒 ③ 館内ポスター：B2サイズ・1階～3階のうち1箇所（場所指定不可・印刷費込み）	1ヶ月あたり 50,000円

- 掲出期間は、開始日から起算して翌月の前日までの期間を「1ヶ月」と定めます。
計算例：2月5日～3月4日（1ヶ月）、4月20日～5月19日（1ヶ月）、5月4日～6月4日（1ヶ月）。
※日数は月により変動しますが、上記のような期間単位を「1ヶ月」として算出します。
- 掲出期間が1ヶ月を超える場合、広告掲出料金は「1ヶ月あたりの料金 × 掲出月数」で算出します。この際、1ヶ月に満たない端数の期間が生じる場合は、これを1ヶ月に切り上げて計算するものとします。なお、日割り計算による料金の算定および返金はいりません。
算定例：4月1日～5月15日の場合：1ヶ月と15日 → 2ヶ月分の料金、4月20日～5月15日の場合：1ヶ月未満の端数 → 1ヶ月分の料金。
- 広告掲出料金は、当社が送付する請求書に基づき、当社が指定する期日までにクレジットカード決済又は銀行振込にてお支払いください。振込手数料は広告主の負担とします。
- 当社は、広告掲出料金の入金を確認した後に広告の掲出を開始します。掲出開始希望日の前日までに入金が確認できない場合、掲出の開始日が繰り下がること、又は当社が申込みを取り消すことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 物価の変動、当社経費の増加その他の経済情勢の変動により料金が不相当と認められるときは、これを改定することがあります。その場合は事前にご案内し、改定日以降の掲出については改定後の料金を適用します。

第8条（掲出期間・放映）

- 掲出期間は1ヶ月を1単位とします。
- 各広告媒体の放映尺・放映頻度・放映時間帯は、原則として次のとおりとします。当社は、ピオルネの運営方針、設備の状況その他の事情により、放映の順序・頻度・時間帯等を変更することがあります。
 - 防災サイネージ：1回15秒、30分に1回放映（放映時間帯 午前7時から午後9時まで）
 - 館内サイネージ：1回15秒、30分に1回放映（放映時間帯はピオルネの営業時間に準じます）
 - 館内ポスター：掲出期間中、館内1階から3階のうち当社が指定する1箇所にB2サイズのポスターを掲出します（掲出場所の指定はできません）。
- 広告は、他の広告主の広告等とともに順次表示されるものとし、特定の表示位置・順序・時刻を保証するものではありません。
- レンタルスペースの利用とあわせてお申込みの場合、掲出の最終日は、原則として当該レンタルスペースの利用日（貸出日）当日とします。
- 広告の掲出は、第5条の審査の完了、第9条に定める広告データの入稿の完了及び広告掲出料金の入金の確認を条件として、掲出開始希望日から開始するものとします。

第9条（広告データの入稿）

- 広告主は、当社が別途定める仕様（ファイル形式、画面サイズ・解像度、放映尺、データ容量、色等）及び方法に従い、前条の申込みとあわせて、掲出開始希望日の5営業日前までに広告データを入稿するものとします。入稿仕様の詳細は、当社が別途交付する別紙「入稿規定」によります。
- 防災サイネージ及び館内サイネージに掲出する広告データは、1点あたり15秒（動画又は静止画）を標準とします。防災サイネージでは音声を伴う場合がある旨、広告主はあらかじめ了承するものとします。
- 入稿された広告データが当社の定める仕様に適合しない場合、当社は再入稿又は修正を求めることができますものとします。入稿締切日までに適合する広告データの入稿が完了しない場合、当社は当該掲出期間の全部又は一部について掲出を行わないことができ、この場合でも広告主は広告掲出料金の支払義務を免れないものとします。
- 掲出期間が複数月にわたる場合、広告主は掲出月数から1を差し引いた回数まで、広告データを差し替えることができます。
運用例：2ヶ月契約の場合：1回まで差し替え可能（2ヶ月 - 1 = 1回）、3ヶ月契約の場合：2回まで差し替え可能（3ヶ月 - 1 = 2回）
- 広告データの作成に要する費用は、別段の定めがある場合を除き、広告主の負担とします。

第10条（変更・キャンセル・返金）

- 広告主は、申込内容の変更又はキャンセルを希望する場合、当社所定の方法により当社に通知するものとします。
- 掲出確定前（広告掲出料金の入金前）は、広告主は申込みを取り消すことができ、取消手数料は発生しません。
- 掲出確定後（広告掲出料金の入金後）のキャンセル又は掲出内容の変更については、キャンセル・変更の申出日に応じ、次のとおりとします。

キャンセル・変更の申出日	取扱い
掲出開始日の15日前まで	広告掲出料金から返金事務手数料（税抜3,000円）を差し引いた額を返還します。
掲出開始日の14日前から掲出開始日以降	取消手数料を広告掲出料金の100%とし、既にお支払い済みの広告掲出料金は返還しません。

- 前項の返金は、当社所定の方法により行います。返金に要する振込手数料その他の費用は広告主の負担とし、返金額が控除すべき返金事務手数料その他の金額を下回る場合は、返金いたしかねます。

第11条（広告内容に関する責任）

- 広告データの内容並びにその表示及び表現については、広告主が一切の責任を負うものとします。
- 広告主は、広告内容が法令（医薬品医療機器等法、景品表示法、不正競争防止法等を含みます）及び公序良俗に反しないこと、並びに第三者の権利を侵害しないことを、自己の責任と費用において確認するものとします。
- 掲出された広告に関連して、第三者から当社、ピオルネ又はその関係者に対し、苦情、請求、紛争等が生じた場合、広告主は自己の責任と費用においてこれを処理・解決するものとし、当社、ピオルネ及びその関係者に何らの迷惑又は損害を及ぼさないものとします。当社が対応を余儀なくされた場合、これに要した費用（弁護士費用を含みます）は広告主の負担とします。

第12条（知的財産権）

- 広告データに関する著作権その他の知的財産権は、広告主又は正当な権利者に帰属します。
- 広告主は、広告データの掲出に必要な権利（第三者の著作物、肖像、商標等を利用する場合の許諾等を含みます）をすべて適法に取得していることを当社に保証するものとします。
- 広告主は、当社が本サービスの提供、運営、記録及び当社自身の広告・販売促進のために、広告データ及び掲出状況を複製、表示、撮影し、又はこれらを当社の媒体等で使用することについて、無償で許諾するものとします。

第 1 3 条（広告掲出の中止・変更）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告主への事前の通知を要することなく、広告の掲出を中止し、又は内容を変更することができるものとします。
 - （1）広告が第 6 条（掲出対象外の広告）に該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合
 - （2）掲出された広告に関し、第三者から苦情、請求又は権利侵害の主張等がなされた場合
 - （3）法令、行政指導又は裁判所等の命令により掲出の継続が困難となった場合
 - （4）広告主が本規約に違反した場合
 - （5）その他、当社が掲出の継続を適当でないと判断した場合
- 前項により掲出を中止した場合、当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、広告掲出料金を返還しないものとします。
- 本条に基づく掲出の中止又は変更により広告主に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 1 4 条（サービスの休止等）

- 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの全部又は一部を一時的に休止することがあります。この場合、広告の掲出（放映）ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - （1）広告媒体又はピオルネの設備の保守・点検・工事・更新を行う場合
 - （2）広告媒体又はピオルネの設備に故障・不具合が生じた場合
 - （3）ピオルネが休館し、又は営業時間を変更する場合
 - （4）火災、停電、自然災害その他の非常事態が発生し、又はそのおそれがある場合
 - （5）その他、運営上、休止する必要があると当社が認めた場合
- 前項による休止について、当社は事前の告知を要しないものとします。
- 第1項の休止により広告の掲出（放映）ができない場合であっても、当社は広告掲出料金を返還しないものとします。

第 1 5 条（サービスの廃止）

- 当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
- 当社は、前項により本サービスの全部を廃止する場合には、当社のウェブサイト上又は当社が適当と判断する方法により、相当期間前までにその旨を通知するものとします。
- 既に掲出が確定している掲出期間の途中で本サービスを廃止する場合、当社は、未掲出の期間に相当する広告掲出料金を広告主に返還するものとし、これを超える責任を負わないものとします。

第 1 6 条（禁止事項）

広告主は、本サービスの利用に関し、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

1. 当社の承諾なく、第三者に広告枠を利用させ、又は本サービスに基づく地位を第三者に利用させること
2. 当社の審査を経た内容と異なる広告データを掲出させること
3. 広告媒体、ピオルネの設備その他当社が管理する物品を損壊し、又はその機能を妨げる行為
4. 当社、ピオルネ、他の広告主又は第三者の権利を侵害し、又は信用若しくは名誉を毀損する行為
5. 本サービスの運営を妨げる行為
6. 法令又は公序良俗に反する行為
7. その他、当社が不適切と判断する行為

第 1 7 条（利用制限・掲出停止）

- 当社は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知を要することなく、申込みの取消し、広告掲出の停止その他必要な措置をとることができるものとします。
 - （1）申込みに際し虚偽の内容を届け出たとき
 - （2）広告掲出料金の支払を遅滞し、又は拒否したとき
 - （3）公序良俗に反する行為、犯罪行為その他法令に違反したとき
 - （4）当社の許可なく本サービスに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸したとき
 - （5）当社、ピオルネ又は第三者に迷惑、不利益又は損害を与えたとき
 - （6）当社からの注意・指示に従わないとき
 - （7）本規約のいずれかに違反したとき
 - （8）その他、前各号に準ずる行為で当社が不適当と判断したとき
- 前項の措置により広告主又は第三者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 前項の場合、法令の定め又は当社が認める特段の理由がない限り、広告掲出料金は返還しないものとします。

第 1 8 条（個人情報の取扱い）

- 当社による広告主の個人情報の取扱いについては、別途当社が定めるプライバシーポリシーに基づくものとし、広告主はこれに同意するものとします。
- 当社は、広告主が提供した情報を、個人を特定できない統計情報として、当社の裁量で利用及び公開することができるものとし、広告主はこれに異議を述べないものとします。

第 1 9 条（反社会的勢力の排除）

1. 広告主は、自己（法人の場合は役員及び実質的に経営を支配する者を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます）に所属若しくは該当せず、かつこれらと関与していないことを表明し、将来にわたっても所属若しくは該当又は関与しないことを確約するものとします。
2. 当社は、広告主が暴力団等反社会的勢力に所属若しくは該当し、又は関与していると判断した場合、事前の通知を要することなく、申込みの取消し又は掲出の停止その他の措置をとることができるものとします。
3. 当社は、本条に基づく措置により広告主に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 2 0 条（損害賠償）

広告主が本規約に違反し、これにより当社、ピオルネ、他の広告主又は第三者に損害を与えた場合、広告主は、その損害（当社が第三者に対して負担した賠償額及び対応に要した費用を含みます）を賠償する義務を負うものとします。

第 2 1 条（免責）

1. 当社は、本サービスにより掲出される広告について、広告主が期待する効果（来場、認知、売上等）が得られることを何ら保証しません。
2. 当社は、広告媒体の不具合、通信障害、停電、設備の故障その他当社の責めに帰すことができない事由による放映の中断・遅延・停止について、責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの提供に関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、広告主に生じた損害について賠償の責任を負わないものとします。当社が損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲は、当該広告に係る広告掲出料金の額を上限とし、かつ通常生ずべき直接の損害に限るものとします。
4. 自然災害、当社以外の者を原因とする火災、法令の改廃・制定、その他当社の合理的支配の及ばない事由により本サービスを提供できなくなった場合、これにより広告主に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 2 2 条（権利義務の譲渡禁止等）

1. 広告主は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならないものとします。
2. 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡した場合（会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます）、当該事業譲渡に伴い、本規約に基づく地位、権利義務及び広告主の登録情報等を当該譲受人に承継させることができるものとし、広告主はこれにあらかじめ同意するものとします。

第 2 3 条（その他）

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた事項については、当社と広告主が誠実に協議の上、これを解決するものとします。

第 2 4 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約又は本サービスに関して当社と広告主との間に紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

< 附則 >

2 0 2 6 年 7 月 1 日 初版制定

2 0 2 6 年 8 月 1 3 日 第 1.1 版 第 2 回改訂

以上